

国は漫然と制裁金を払い続けるつもりか！

よみがえれ！有明海・国会通信

間接強制金が倍額に！
判決履行を迫る佐賀地裁決定

【東京新聞2015年3月24日】
諫早制裁金を倍増

漁業者へ国が1日90万円

佐賀地裁は二十四日、国営諫早湾干拓事業(長崎県)の潮受け堤防排水門の開門を命じた確定判決に従わない国に対し、開門するまで漁業者側に支払う間接強制金の制裁金を、現在の一日四十五万円(一人あたり一万円)から九十万円(同二万円)に増額する決定をした。国は決定を不服として福岡高裁に執行抗告した。

間接強制金は金銭を科すことで義務の履行を促す。今後も開門されない場合、国が心理的な圧力を感じるまで、さらに増額が認められる可能性もある。国はこれまでに計一億一千万円以上の制裁金を支払っている。

波多江真史(はたえまさし)裁判長は決定理由で「これまでの制裁金額では開門義務の履行を確保するにはもはや不相当。漁業者は生活の基盤に関わる漁業行使権を侵害されている」と指摘した。

国は「長崎県側の反対で準備工事ができず開門できない。増額しても意味がない」と訴えたが、決定は「開門は国の意思だけで実施できる。開門は



可能ではない」と退けた。漁業者側は昨年十二月、「現在の金額では国が開門しない。義務を守らせるには増額しかない」として、一日一億円にするよう申し立てていた。

諫早湾干拓をめぐっては、漁業者の請求を認めて開門を命じた福岡高裁確定判決と、開門による農業被害を主張する干拓地営農者らの訴えを認めた長崎地裁の開門差し止め仮処分決定という相反する司法判断がされている。

農林水産省の担当者は「主張が認められず残念だ。国はより一層厳しい状況に置かれることになった」と述べた。

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

最高裁でも間接強制が確定
国の姿勢は無責任すぎる！

【西日本新聞 2015年4月5日 社説】
諫早湾開門調査 国の姿勢は無責任すぎる

国が支払う制裁金の元は、私たちが国民が納めた税金である。農林水産省はこのまま何もせず、漫然と制裁金を支払い続けるつもりなのか。強い憤りを禁じ得ない。

諫早湾干拓事業(長崎県諫早市)潮受け堤防排水門の開門をめぐる佐賀地裁が漁業者側に支払う間接強制金の制裁金倍増を決定した。開門を命じる確定判決と、開門差し止めの仮処分決定という相反する司法判断を理由に、国は開門への道筋を示していないのが現状である。今回の裁判所の決定は、国に対して開門への圧力をさらに強める内容といえよう。

間接強制は民事執行法に基づく強制執行の一つである。判決などで決まったことを守らない相手に制裁金を支払わせることによつて圧力をかけ、実行を促す。開門するまで漁業者らに1日45万円、開門した場合には干拓農地の営農者らに1日49万円の制裁金を国が支払う間接強制決定は、すでに最高裁で確定した。

開門してもしなくても、国が税金で制裁金を支出し続ける異例の事

態となつている。国が開門していないため、今回の決定までは漁業者側に日額45万円の制裁金が支払われており、昨年6月からの総額は約1億2千万円に上る。増額後は1カ月で約2700万円を支払うことになる。営農者側も増額を長崎地裁に申し立てる方向で検討しているという。

これに対し、林芳正農相は「いっそう厳しい状況に置かれた。関係者間の接点を探る努力を続けていく」としながらも、最高裁の統一的な判断を求めていく立場を変えていない。それまで公金支出もやむを得ないということなのか。これでは全てを裁判所に任せ、主体的に解決する姿勢がないと批判されても仕方あるまい。

国の対応は、あまりにも無責任と言ふほかない。これ以上の公金の浪費は許されない。問題を解決するには司法判断に頼らず、科学的データを共有しながら国と漁業者、営農者が徹底的に話し合うしか道はない。その実現に国は全力を挙げるべきだ。

